

29消安第1439号
平成29年6月16日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

種馬鈴しよ検疫実施要領の一部改正について

今般、種馬鈴しよ検疫実施要領（昭和49年8月31日付け49農蚕第5333号農蚕園芸局長通達）について、北海道の下記地域において新たにジャガイモシストセンチュウの発生が確認されたことに伴い、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、適切に対応願いたい。

記

道県	市郡	町村	発生地域
北海道	十勝郡	浦幌町	朝日及び万年地区

種馬鈴しゅ検疫実施要領（昭和49年 8 月31日付け49農蚕第5333号農蚕園芸局長通達）新旧対照表

改 正 後				現 行			
別表 1（第 3 第 3 項関係）				別表 1（第 3 第 3 項関係）			
シストセンチュウ発生地域				シストセンチュウ発生地域			
道 県	市 郡	町 村	発生地域	道 県	市 郡	町 村	発生地域
北海道	(略)	(略)	(略)	北海道	(略)	(略)	(略)
	伊達市		(略)		伊達市		(略)
	十勝郡	浦幌町	朝日及び万年地区		(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
青森県	(略)	(略)	(略)	青森県	(略)	(略)	(略)
長崎県	(略)	(略)	(略)	長崎県	(略)	(略)	(略)
熊本県	(略)	(略)	(略)	熊本県	(略)	(略)	(略)